

2012 年 9 月 19 日

「第 2 期教育振興基本計画について（審議経過報告）」に対する意見

社団法人日本図書館協会

1. 図書館は、生涯にわたって人の学びを支援する機関であり、その役割を果たすための課題を明示することが重要である。

（1）教育基本法第三条は、生涯学習の理念を「国民一人一人が自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定した。また、図書館は生涯学習の中核的施設として、無料で利用者が求める資料・情報を提供してきた。そして、2006 年に文部科学省は「これからの図書館像～地域を支える情報拠点をめざして～」を提言し、図書館を幼児期から高齢期にわたり、個人の自立を支える教育機関として位置づけてきている。

（2）図書館は、人が生まれてから就学までの時期、学校教育期、社会人として活躍の時期、リタイア後の高齢期等、生涯のライフステージ毎に、その時期に必要とされる資料と情報と施設を提供することにより、人々の主体的な学びや仕事・職業、生活を支援する機関であり、生涯学習の基礎的基本的機関である。そして公共図書館、学校図書館、大学図書館等すべての図書館がその役割に応じて機能を発揮すべきことである。

そのような役割の一翼を担う公共図書館についての言及はなく、「公民館等」との語により社会教育施設に包含しているようである。図書館の手法は公民館、博物館、スポーツ施設などとは全く異なっており、またその機能も異なる。社会教育施設一般として片づけることなく、それぞれの施設の独自の機能に着目してまとめられるべきである。

（3）「第 2 期教育振興基本計画について（審議経過報告）」では、今まさに我が国に求められているものとして「自立・協働・創造に向けた一人一人の主体的な学び」が示されているが、一人ひとりの主体的な学びの場こそ図書館である。

（4）障害者の学びを保障する

障害者の権利に関する条約が 2006 年に国連で採択され、日本は 2007 年に署名したが、2012 年 8 月現在まだ批准していない。しかし批准に向けて国内の体制作りが進められており、著作権法第 37 条等の改正もその一環といえる。障害の範囲を「視覚による表現の認識に障害のある者」とし、図書館がその人々のために音訳するとき、著作権者の許諾を必要としなくなった。

このような趨勢を踏まえ、障害者があらゆる場所・場面において、障害のない人と同じように、不自由なく読書や学びができるよう、条件整備が必要である。

（5）読解力を養うカギは図書館にある。一人ひとりの興味・関心に応じた読書や調べる楽しみを知る喜びこそが、読解力を育てるものであり、それを保障するのが図書館である。

- (6)「社会を生き抜く力」には、変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材養成の視点からだけではなく、社会に出て生存にかかわる問題に直面しての問題解決の力という側面を図書館はもっている。そのためには「図書館を使う力」が必要であり、基盤としての「社会を生き抜く力」に図書館の果たす役割が増大している。

2. 図書館機能を国民が十分享受できるために、図書館整備を促進する。

図書館は生涯学習の基礎的・基本的機関と述べたが、すべての国民がそれを享受するためには、現状では十分とは言えない。

- (1) 公共図書館は、国民が日常的に利用する生活便利施設である。子どもからお年寄りや障害者でも、繰り返し利用できるためには、少なくとも中学校区に一つの図書館が必要と考える。現状は中学校 9,915 校（文部科学省平成 23 年度学校基本調査）に対して、図書館は 3,190 館（『日本の図書館 2011』）であり、整備充実に向けて国の施策が必要である。平成の大合併を経た今日でも 24%の市町村には公立図書館がない。過疎や離島などの図書館設置率は極めて低い。これらの解決には自治体まかせに出来ない実状がある。

(2) 公共図書館、学校図書館、大学図書館共通の課題

① 専門職員の確保

公共図書館や大学図書館では職員の非正規雇用化が進む中で、運営の要となる専任の専門職員の確保が難しくなっている。その対策が求められる。

学校図書館においては、11 学級以下の学校にも司書教諭の発令を促進すること。また、学校図書館の専門職員として「学校司書」を配置し、教育の充実に向かう実践の成果をあげている先進的な学校の事例を文科省として広く紹介し、2012 年度から始まった学校司書配置の財政措置を自治体が具体化できるよう支援する。

人々に資料、情報を適切に提供することにより、生涯にわたる学習を支援する役割をもつ専門職員が長期にわたって安んじて継続的に職務に専念できる人事管理や制度が必要である。

② 資料費の確保

経済の低迷、財政の逼迫の影響を受けて、すべての館種の図書館で資料費が激減となっている。図書館機能の維持・発展のためにも資料費の確保は欠かせない。1993 年度から地方交付税措置されている「学校図書館図書整備 5 カ年計画」は、平成 24 年度からも総額約 1,000 億円の地方財政措置が講じられている（文部科学省「平成 24 年度からの学校図書館関係の地方財政措置について」）。しかし、自治体での実際の予算総額では年々減っている状況にある。

学校図書館図書標準を達成している割合は小学校で 50.6%、中学校で 42.7%（平成 21 年度末 文科省調査）である。公共図書館や大学図書館においても、その対策が必要である。国立大学においては運営費交付金の減額がストレートに反映している。

(3) 図書館ネットワークの充実

「学びのセーフティネットの構築」では、特に公共図書館、学校図書館とのかか

わりが深く、学校図書館の場では、子どもたちが「図書館を使う力」を習得する必要がある。それには学校図書館が日常的に開館し、地域の公共図書館、ほかの学校図書館とのネットワークで多様な資料・情報に対して開かれた図書館の機能を経験することが重要である。

3. 具体的記述に対する意見

(1) 図書館の役割の明示

III4つの基本的方向性のうち(1)社会を生き抜く力の養成(個人の自立と様々な人々との協働に向けた力)、(多様な職業生活に応じた柔軟な学習環境の整備)(3)学びのセーフティネットの構築(社会参加の基礎条件としての教育)、(様々な困難を抱える人へのきめ細かな対応)などにおいて、図書館が果たしてきた役割が十分検証されておらず、第2部今後5年間に実施すべき教育上の方策に図書館が明記されていないことは遺憾である。

(2) 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進に図書館を明示する

第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策 基本施策10 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進 は、まさしく図書館もその役割を担っている。

【基本的考え方】○の2つ目。「各学校や公民館、図書館等の社会教育施設」アンダーラインを追加。

【現状と課題】○一つ目。「公民館等の社会教育関係施設において行政が提供する学級・講座等」とあるが、図書館においても多様なセミナーや講座などが開催されている。これらの実績も評価すべきである。

【主な取組】10-1「主権者としての自覚を育む学習、地域の中で自立した高齢期を送るための学習などの機会の充実を促進する」とあり、10-2では「子どもの読書活動の推進」がとりあげられている。これらはいずれも図書館がその役割を果たすべき事項である。

これ以外にも、学校教育のなかで、学校図書館、公共図書館を通じて読書活動、調べ学習が行われ、自覚を育む学習の形成に機能している。また、教員の養成、研修の各段階で図書館の機能と役割について履修・研修科目に加えることが望まれる。次の基本施策に公共図書館、学校図書館の役割と機能を付け加える。基本施策2 2-4 学校における体験活動及び読書活動、基本施策3 3-1 教員の養成・採用・研修の各を通じた一体的な改革による学び続ける教員を支援する仕組みの構築、基本施策10 10-1 現代的・社会的な課題等に対応した学習の推進、10-2 様々な体験活動及び読書活動の推進、

(3) 学びのセーフティネット構築に図書館の役割を明示する。

基本施策17 学習や社会生活に困難を有する者への学習機会の提供など教育支援

【基本的考え方】○2つ目。家庭の経済的格差の教育格差への影響、挫折や困難を抱えた子ども・若者や非正規労働者・早期離職者等に対する学習支援、キャリアアップや学び直しの機会の提供などは、まさしく図書館の役割である。

【現状と課題】○2に指摘があるように、「これまでこうした取り組みについては・・・必ずしも十分でなかった部分もある。」とあるが、主な取組において、図書館の果たす

べき役割を明示すべきである。例えば、17-2 「③地域の公民館・図書館等を活用したキャリアアップ支援・・・」に図書館を加える。

これ以外にも、図書館は誰にも公平に資料・情報提供を無料で提供し、情報格差を生まない役割を果たしている。また、近年、課題解決支援の取り組みとして「ビジネス支援」などを行う図書館も増えている。次の基本施策に図書館の機能と役割を付け加える。基本施策12 12-I 社会的・職業的自立に向け必要な能力を育成するキャリア教育の推進、基本施策17 17-I 経済的、地理的条件が不利な子どもたちに対する支援、17-2 「貧困の連鎖」防止等に向けた多様な主体と連携した学習支援、基本施策19 19-1 社会全体で子どもたちの活動や地域コミュニティの形成を支援する取り組みの推進

(4) 地域における未就学児に対する支援・家庭教育支援教育

地域の図書館は、ブックスタート、おはなし会、読み聞かせ、ストーリーテリング、ヤングアダルトサービスなどが取り組まれ、また、保健所など他の機関と連携を取った講座なども実施されている。公共図書館は、地域の中で子育て中の親子の交流の場ともなっている。次の基本政策にこれらについての公共図書館の機能と役割を付け加える。基本施策4 3-1 幼児教育の質の向上、基本施策19 19-1 社会全体で子どもたちの活動や地域コミュニティの形成を支援する取り組みの推進、基本施策21 21-1 コミュニティの協働による家庭教育支援の推進

(5) 職員、施設の充実

基本施策29 社会教育推進体制の強化 【主な取組】29-1 社会教育体制の強化 4行目以下「社会教育主事、司書、学芸員等専門人材の確保と資質向上など・・・」5行目「図書館等社会教育施設の整備並びにその質の向上・・・」アンダーライン部分を追加する。

(6) 学校図書館の充実

①子どもの読書活動の推進や協働型・双方向型授業などが取り上げられているが、このことを効果的に進めるためには学校図書館が機能し、子ども一人ひとりの興味・関心に応じた読書ができる環境を整える必要がある。学校図書館の機能と役割を基本施策2 2-4 学校における体験学習及び読書活動の充実など読書活動の推進に係わる提言の中に位置づける。

② 基本施策24では、学校図書館の整備がとりあげられている。今年度予算では学校図書館図書整備5カ年計画とともに新聞配備、学校司書配置にも地方財政措置がされた。しかし、この三つの財政措置いずれもが地方交付税措置（一般財源）であるため、地方自治体段階で予算措置されない問題がある。政府は学校図書館のナショナルミニマムを提言するなど政策的にも学校図書館の整備を奨励すべきである。

また、上記の財政措置はいずれも小中学校図書館を対象としており、高校の学校図書館には何の措置もされていない。近年、高校の学校図書館は図書館資料費の減少、学校司書の配置が減るなどの問題を抱えており、特に高校の学校図書館に対する何らかの措置を必要としている。当面「学校図書館図書標準」に高校図書館を加えるなどの措置がとれないか。また、高校の学校図書館に対する措置がないことが文面から読みとれないことも問題と考える。

③基本施策 24、主な取組の 2 で、学校図書館の人的体制の充実がとりあげられている。「学校図書館担当職員の配置促進等」の表現は第 1 期基本計画の「学校図書館の諸事務にあたる職員の配置」より、より実情を反映した表現となっているが、ここは 2009 年子どもの読書サポーターズ会議「これからの学校図書館の活用の在り方等について（報告）」で使われた「学校司書」の語を使うべきではないかと考える。「学校司書の配置促進等」としてほしい。